

モデル定款新旧対照表 (例)

<p>(3)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>(本条を規定するか否かは任意)</p> <p>第7条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第8条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第9条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第10条 本社の会計年度は、毎年 月 日に始まり翌年 月 日に終る。</p> <p>第11条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を岡山県知事に届け出なければならない。</p> <p>第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第4章 社員</p> <p>第13条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第14条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除 名</p> <p>(2) 死 亡</p> <p>(3) 退 社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第15条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>第3章 社員</p> <p>第5条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第6条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除 名</p> <p>(2) 死 亡</p> <p>(3) 退 社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第7条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第8条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</p>
<p>第5章 社員総会</p>	<p>(新設)</p>

モデル定款新旧対照表 (例)

<p>第16条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月に開催する。(※最低、決算月とその2月後の2回は開催)</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p>	(新設)
<p>第17条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p>	(新設)
<p>第18条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(5) 剰余金又は損失金の処理</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本団体の解散</p> <p>(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p>	(新設)
<p>第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p>	(新設)
<p>第20条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p>	(新設)
<p>第21条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p>	(新設)
<p>第22条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>	(新設)

モデル定款新旧対照表 (例)

<p>第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第24条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第4章 資産及び会計</p>
<p>(削除)</p>	<p>第9条 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第9条の2 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第11条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第12条 本社の会計年度は、毎年 月 日に始まり翌年 月 日に終る。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第13条 本社の決算については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 本社は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を岡山県知事に届け出なければならない。</p>
<p>第6章 役員</p>	<p>第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
<p>第25条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 (最低3名) うち理事長 1名</p> <p>(2) 監事 ○名 (最低1名)</p>	<p>第5章 役員</p>
<p>第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任す</p>	<p>第15条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>
<p>第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任す</p>	<p>第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p>

モデル定款新旧対照表 (例)

る。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する診療所（病院、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第27条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は本団の業務を執行し、
(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。
(1) 本団の業務を監査すること。
(2) 本団の財産の状況を監査すること。
(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを岡山県知事、社員総会又は理事会に報告すること。
(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する診療所（病院、介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第28条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

○

第30条 役員の報酬等は、
(例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本団が開設する診療所（及び介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

第17条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。
(1) 本団の業務を監査すること。
(2) 本団の財産の状況を監査すること。
(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会又は理事に提出すること。
(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを岡山県知事又は社員総会に報告すること。
(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する診療所（又は介護老人保健施設）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

(新設)

(新設)

← 指定管理を受けていない場合は、(指定管理...)を削除。

モデル定款新旧対照表 (例)

<p>給する。 (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p>	
<p>第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、 理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社の取引 (3) 本会社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会社とその理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第32条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 (本条を規定するか否かは任意)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第7章 理事会</p>	<p>(新設)</p>
<p>第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本社の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p>	<p>(新設)</p>
<p>第35条 理事会は、 (例1) 各理事が招集する。 (例2) 理事長 (又は理事会で定める理事) が招集する。この場合、理事長 (又は理事会で定める理事) が欠けたとき又は理事長 (理事会で定める理事) に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2 理事長 (又は理事会で定める理事、又は各理事) は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない</p>	<p>(新設)</p> <p>←(例2)の主語は、理事長が理事会で定める理事 のいずれか ←2項の主語は、理事長が理事会で定める各理事 例1を選択した場合に2項各理事</p>

モデル定款新旧対照表 (例)

<p><u>い。</u> 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第36条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第37条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(本項を規定するか否かは任意)</p> <p>第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第39条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第6章 会議</p> <p>第19条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p> <p>第20条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。</p> <p>第21条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその理事会を招集しなければならない。</p> <p>第22条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>[第24条第1項を定めた場合は削除] 第23条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定</p>

モデル定款新旧対照表 (例)

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(5) 剰余金又は損失金の処理</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本社の解散</p> <p>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>(10) その他重要な事項</p> <p>第24条 社員総会の議事は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>第25条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>第26条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第27条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第28条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第29条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p>
<p>第8章 定款の変更</p> <p>第40条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、岡山県知事の認可を得なければ変更することができない。</p>	<p>第7章 定款の変更</p> <p>第30条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、岡山県知事の認可を得なければ変更することができない。</p>
<p>第9章 解散、合併及び分割</p> <p>第41条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、岡山県知事の認可を受けなければならない。</p>	<p>第8章 解散及び合併</p> <p>第31条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、岡山県知事の認可を受けなければならない。</p>

モデル定款新旧対照表 (例)

第42条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、岡山県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第43条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの

第44条 本団は、総社員の同意があるときは、岡山県知事の認可を得て、他の社団法人たる医療法人又は財団法人たる医療法人と合併することができる。

第45条 本団は、総社員の同意があるときは、岡山県知事の認可を得て、分割することができる。

第9章 雑 則

第46条 本団の公告は、

- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) ○○新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。

第47条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第〇〇条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。

ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、岡山県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第32条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第〇〇条 本団は、総社員の同意があるときは、岡山県知事の認可を得て、他の社団法人たる医療法人と合併することができる。

(新設)

第8章 雑 則

第33条 本団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。

第34条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

モデル定款新旧対照表（例）

附 則	附 則
第1条 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 理事（（注）理事長も再記載） 理事 理事 監事	第1条 本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長 理事（（注）理事長も再記載） 理事 理事 監事
第2条 本社团の最初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から平成 年 月 日までとする。	第2条 本社团の最初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立の日から平成 年 月 日までとする。
第3条 本社团の設立当初の役員の任期は、第28条第1項の規定にかかわらず、平成 年 月 日までとする。	第3条 本社团の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成 年 月 日までとする。

注1 改正履歴を残すこと。

2 このモデル定款新旧対照表は「出資持ち分なし」法人向けである。

3 第43条第4号の（）内の一般社団（財団）法人には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条により、公益認定を受けた公益社団（財団）法人も含まれること。

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 章 基金</p> <p>第 0 条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第 0 条 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第 0 条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p> <p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資本剰余金</p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第 3 項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第 2 項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第 2 項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して</p>	<p>・ 特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</p> <p>・ 取り崩すことができない科目をすべて掲げること。</p>

返還することを請求することができる。

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 社員

附 則

1 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。
(略)

2 本団は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本団の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。

・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(平成 年 月 日現在)

- | | |
|-------------|---|
| 1 資産額 | 円 |
| 2 負債額 | 円 |
| 3 資本（正味資産）額 | 円 |

(内 訳)

科 目	目	金額（単位：円）
A. 基本財産	(①～③)	
土 地	①	
建 物	②	
そ の 他	③	
B. 通常財産	(④～⑦)	
流動資産	④	
現金・預金		
医薬品		
その他の流動資産		
有形固定資産	⑤	
医療用器機備品		
車 両 船 舶		
その他の有形固定資産		
無形固定資産	⑥	
借 地 権		
電 話 加 入 権		
その他の無形固定資産		
そ の 他 の 資 産	⑦	
C. 資 産 合 計	(A+B)	
D. 負 債 合 計		
E. 資 本 (正 味 資 産)	(C-D)	
自 己 資 本 比 率	(E/C)	%

設立財産目録の明細書

土地

基金収支表

所在地	数量	金額	出資者氏名
	m ²	円	

建物

所在地	数量	金額	出資者氏名
	延 m ²	円	

預金

預金先	種類	口数	金額	出資者氏名
			円	

医薬品明細書

品名	規格数量	評価額	出資者氏名
		円	

医療用器械備品

品名	規格数量	評価額	出資者氏名
		円	

車両船舶

品名	規格数量	評価額	出資者氏名
		円	

その他

品名	規格数量	評価額	出資者氏名
		円	

(注) 病院 (診療所) 毎に区分し、小計を付けること。

証 明 書 類 等

下記のA欄に該当する裏付けとして、B欄の諸証明書を出資申込書に添付すること。

A 欄	B 欄
1 現 金	預金残高証明書 金融機関等の預金残高証明書であるが、名あて人は、出資者になっていること。
2 不 動 産	登記事項証明書及び評価書 評価書は、不動産鑑定士が評価したものであること。
3 法人に債務を引き継ぐ場合	負債の残高証明及び債務引継承認書

平成 年 月 日

金融機関名

代表者名

殿

住 所

氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する ○ ○ 病院（診療所）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 ○ ○ 会を設立し同法人が ○ ○ 病院（診療所）を開設することになりました。

つきましては、私が貴 ○ ○ との間に締結した平成 年 月 日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 円也（現在額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立のうへは同法人に引き継ぎたく、岡山県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴 ○ ○ のご証明及びご承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

平成 年 月 日

所在地

金融機関名

代表者名

印

設立時の負債内訳書

借入先	借入年月日	借入金額	年利率	用途	担保	返済済額	未返済額	1月返済額	最終返済年月	出資者氏名
〇〇銀行支店	年 月 日	円	%	〇〇病院建築資金	土地 抵当権設定	円	円	円	年 月	
		計				計	計	計		

(注) 設立時の負債をすべて記載すること。

平成 年 月 日

医療法人
理事長 会

殿 (医療法人の成立前にあつては設立代表者)

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所

氏 名

印

電話番号 ()

基金引受申込書

医療法人 会の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金		
土 地		
建 物		
医 療 機 器		
医 薬 品		
...		
...		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

医療法人

会基金拠出契約書

医療法人 会 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、
乙が行う「医療法人 会基金」(以下「基金」という。) の拠出に関して、以下の
とおり契約を締結する。

複数人が拠出する場合は、「甲の基金のうち〇〇円を……」

第1条 乙は、甲の基金の総額を引き受けることを受諾する。とあること。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 金		
土 地		
建 物		
医 療 機 器		
医 薬 品		
…		
…		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金拠出額)		

第3条 乙は、平成 年 月 日までに (又は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に)、前条の金銭 (以下「拠出金」という。) を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない (又は前条の財産 (以下「現物拠出財産」という。) を給付しなければならない)。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付 (以下「拠出の履行」という。) に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに (又は第3条の期間内に)、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務 (金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還

義務)を負う。

第7条 甲は、平成 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金(代替基金を含む。)
- 2 資本剰余金
- 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 (主たる事務所の住所)
医療法人 会
理事長 印

乙 (基金の引受けをした者の住所)
(" 氏名) 印

1 日 時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 場 所

3 出席者の住所及び氏名

(住 所)

(氏 名)

4 議 事

医療法人 会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。
議長を選出すべく、全員で互選したところ が選ばれ、本人はこれ
を承諾し議長席につき 時 分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者 は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人 会
設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、
本議案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立
総会に出席した 設立者全員 が本法人の社員となることを述べたところ、全員
異議なくこれを承認し、本議案は可決された。

→ 設立者に監事候補者が在る場合は
当該者は除くこと。

第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれ
を承認し、本議案は可決された。

(基金の場合) 出資 → 基金拠出

第4号議案 (出資) 申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、(出資)を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり(出資)したい旨の申込があった。

(氏名)	土地建物、現金	(出資金額)	円
	機械器具、医薬品、衛生材料		円
	機械器具、車両		円
	現金		円
	合計		円

なお、は発言し、建物の建設資金として 銀行から借入金があり現在 円の借入残金があるが、建物を(出資)するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前記の出資及び債務引継ぎの件について全員に諮ったところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金 円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の資産総額は、金 円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本議案は可決された。

第5号議案 平成 年度及び平成 年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

議長は発言し、平成 年度及び平成 年度の事業計画(案)並びにこれに伴う予算(案)を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本議案は可決された。

第6号議案 役員を選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定される通りに従い、本法人の役員を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選

任された。

理 事 (氏 名) (病院管理者)

同 (診療所管理者)

同

監 事

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように互選された。

理 事 長 ○○ ○○

選任された者は、この就任を承諾した。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 (氏名)

は、これを承諾した。

第8号議案 本法人の開設する 病院(診療所)の土地を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、現在設立者 氏が個人で開設している病院の土地 m²を同氏が出資することとなったが、所有者 氏から賃借しているので、本法人を設立するに際し、所有者と本法人設立代表者とが改めて賃貸借契約を締結する必要があることを述べ、賃貸借契約書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本議案は可決された。

以上をもって、医療法人 会の設立に関するすべての議事を終了した

ので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設 立 者	印
同	印
同	印
・	
・	
同	印

-
- (注) 1. 本議事録は参考例であるので、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
2. 役員は理事3人以上、監事1人以上とする。
3. 理事の中には原則として法人の開設する医療施設の管理者を全て入れること。また、管理者を理事に加えない場合は、その理由を明記すること。

開設しようとする病院（診療所）の概要

名 称						
所在地				電 話		
所管保健所名						
診療科目						
病床数	床(うち精神 床・結核 床・老人 床)					
管理者	氏 名	(年 月 日 生)				
	医 籍	第 号 (年 月 日 登録)				
職 員	職 種	定 員	現 員	職 種	定 員	現 員
	医 師	人	常任	歯 科 技 工 士	人	人
	歯 科 医 師		人	理 学 療 法 士		
	看 護 師		非常勤	作 業 療 法 士		
	准 看 護 師		人	柔 道 整 復 師		
	歯 科 衛 生 士		.	.		
	看 護 補 助 者		.	.		
	薬 剤 師		.	.		
	栄 養 士		.	.		
	診療放射線技師		.	.		
	診療X線技師		事 務 員			
臨床検査技師	労 務 員					
衛生検査技師						
			合 計			
敷 地	m ² (うち借地			m ²) (付近案内図及び平面図添付)		
建 物	延 m ² (構造、用途及び各室の面積を示す図面)					
	鉄筋コンクリート〇階建 延			m ² (外来、管理棟)		
① 診 療 室	〇室		m ²			
内 科			m ²			
外 科			m ²			
〇〇〇科			m ²			
② 処 置 室			m ²			
内 科			m ²			
外 科			m ²			
〇〇〇科			m ²			
③ 調 剤 室			m ²			
④ 手 術 室			m ²			
⑤ 臨 床 検 査 室			m ²			

	⑥ エックス線室 m² . . ⑩ 病室 (室) m² ○ ○ 棟 m² ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) ○ ○ 棟 m² ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) . . ○ 事 務 室 m² ○ 医 局 m² ○ 医療宿直室 m² 医 師 m² 看 護 師 m² そ の 他 m² ○ 厨 房 m² ○ 洗濯施設 m² . . ○ 従業員宿舍 m² 医 師 用 (所在地) ○戸 (室) 看 護 師 用 (所在地) ○室 (○人用) . .
診 療 日	日曜日及び祝祭日を除く毎日
診 療 時 間	月～金 午前○時から○時まで 午後○時から○時まで 土 午前○時から○時まで
非常勤 医師の 勤務状況	○○○ (内科・小児科) 月 午前○時から午後○時まで ○○○ (宿 直) 火・木 午後○時から午前○時まで . .

(注) 現員欄は、常勤と非常勤 (常勤換算後の数)、職種別に分けて記入すること。

設立後2年間の事業計画

初年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

次年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

- (注) 1 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを簡条書きする。
- 2 この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

設立後2年間の予算書

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初 年 度	次 年 度	対医業収入比 (%)	
			初 年 度	次 年 度
医業収入 入院収入 外来収入 その他 医業外収入 借 入 金 抛 出 金			100.0	100.0
計				

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初 年 度	次 年 度	対医業収入比 (%)	
			初 年 度	次 年 度
医業費用 医業外費用 施設整備費 施設整備費 医療機器購入費 借入元金返済 法人税等 翌年度繰越金				
計				

初(次)年度

(単位：人)

	1 日 平 均	1 ヶ 月 平 均	1 年
入 院 患 者 数			
外 来 患 者 数			

(注) 1 入院患者数(1年) = 入院患者数(1日平均) × 365 (366) 日

2 外来患者数(1年) = 外来患者数(1ヶ月平均) × 12 とする。

(収 入)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明		
医 業 収 入				
入 院 収 入				
自 費 収 入		平均	円×年間	人
社会保険等収入		平均	円×年間	人
室料差額収入		平均	円×年間	人
外 来 収 入				
自 費 収 入		平均	円×年間	人
社会保険等収入		平均	円×年間	人
そ の 他				
医 業 外 収 入				
受 取 利 息			預託金の利息	
そ の 他			従業員、付添人などの給食収入等	
借 入 金			銀行などからの借入金	
抛 出 金				
計				

(注) 1 事業計画と一致させること。

2 自賠法及び労災法による診療収入は、自費収入に入れること。

3 収入については、初年度は抛出金があるが、次年度にはこれがなく(出資があれば別)、代わりに前年度繰越金が入る。

4 資金の範囲は、原則として現金、預金及び短期金銭債権債務とする。

5 収入・支出とも必要に応じ加除して差し支えない。

6 初年度・次年度の2年度分必要である。

(支 出)

(単位：千円)

科 目	金 額	内 容 説 明
医 業 費 用		
給 与 費		
職 員 給 与		内訳別紙のとおり
退 職 金		
法 定 福 利 費		
材 料 費		
医 薬 品 費		
給 食 用 材 料 費		
診 療 材 料 費		
医 療 消 耗 備 品 費		
経 費		
福 利 厚 生 費		福利施設負担額など法定外福利費
旅 費 交 通 費		業務のための出張旅費
職 員 被 服 費		従業員に支給又は貸与する白衣等
通 信 費		電話料、郵便料金等
消 耗 品 費		事務用品費等
会 議 費		諸会議費等
光 熱 水 費		電気料、ガス料、水道料、重油代等
修 繕 費		有形固定資産の修繕料
賃 借 料		土地、建物等の賃借料
保 険 料		火災保険料等
交 際 費		接待費及び慶弔など交際に要する費用
租 税 公 課		固定資産税等税法上損金算入されるもの等
そ の 他		
委 託 費		委託した業務の対価としての費用
研 究 研 修 費		学会、講習会等の費用
本 部 費		病院の負担に属する本部費用
役 員 報 酬		病院の負担に属する役員報酬
医 業 外 費 用		
支 払 利 息		
そ の 他		
施 設 整 備 費		
施 設 整 備 費		
医 療 機 器 購 入 費		
借 入 元 金 返 済		
法 人 税 等		
翌 年 度 繰 越 金		
計		

職員給与費内訳表

(単位：千円)

職 種	常 勤(名)	一人当たり 月額給与	月 額 給与計	年 額 給与計	年間賞与	年間計
	非常勤(名)					
	計 (名)					
医 師 (歯科医師)						
	計					
看 護 師						
	計					
准看護師						
	計					
薬剤師 臨床検査技師 診療放射線技師 等						
事 務 員						
	計					
そ の 他						
	計					
合 計						
	計					

履 歴 書

現住所

氏 名

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

(注) 医師については医師免許証番号、登録年月日を記載すること。

職 歴 (できるだけ詳細に)

賞 罰 (ない場合はなしと記入すること)

医療法第46条の5第5項において準用する同法第46条の4第2項に該当しない。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

印

- (注) 1. 設立者及び役員となるべき者全員が作成すること。
2. 印鑑証明書を添付すること。

委任状

私達は（住所）（氏名）を医療法人 会の
設立代表者に選任し、本社の設立に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

・

・

・

(注) 被選任者を除いて設立者全員の記名押印のこと。

平成 年 月 日

医療法人 会
設立代表者 殿

理事長 印

理事 印

理事 印

監事 印

役員就任承諾書

私達は医療法人
設立代表者として、

会設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任す

(注) 履歴書を添付のこと。

平成 年 月 日

医療法人 会
設立代表者 殿

氏 名 印

管理者就任承諾書

平成 年 月 日開催の医療法人
療法人 会が開設しようとする
任され、その就任を承諾します。

会の設立総会において、医
の管理者に選

(注) 医師免許証の写しを添付すること。

医療法人

会設立概要

1. 名称 医療法人 会 (社団、財団の別)

2. 主たる事務所の所在地 (〒)

電話 ()

従たる事務所の所在地 (〒)

電話 ()

3. 設立代表者

住所 (〒)

氏名

電話 ()

4. 設立発起人及び基金拠出額

基金の場合
基金拠出額

(記載例)

氏名	職業	設立代表者との関係	就任しようとする役職名	出資額 (千円)
〇〇 〇〇	医師	本人	理事長	〇〇〇, 〇〇〇
〇〇 〇〇	病院事務長	従業員	理事	〇〇〇, 〇〇〇
〇〇 〇〇	医師	友人	理事	〇〇〇, 〇〇〇
〇〇 〇〇	無職	友人	理事	〇〇〇, 〇〇〇

5. 設立当初の役員

(記載例)

役職名	氏名	職業	住所
理事長	〇〇 〇〇	医師	
理事	〇〇 〇〇	病院事務長	
理事	〇〇 〇〇	医師	
監事	〇〇 〇〇	無職	

6. 公告の方法

官報による (〇〇新聞による)

7. 開設しようとする病院 (診療所)

(1) 名称

病院 (診療所) 電話 ()

(2) 所在地 (〒)

(3) 所管保健所名

栄 調 事 そ	養 理 務 の	士 師 員 他	名 名 名 名
計			名

医療法人の設立概要の記載上の注意

1. 事務所をビル内に置く場合はビル名と階を記載すること。
2. (7) 以下は開設しようとする病院（診療所）ごとに記載すること。
 - ① 管理者及び診療従事医師の担当科目については、標榜する診療科目のうち各人が現実に担当している科目名を記載するのであって、専門する科目ではない。
 - ② 免許登録年月日及び番号については免許証の再交付を受けている場合でも、再交付の月日を記載するのではなく、当初の免許登録年月日を記載すること。
 - ③ 診療科目は医療法第70条に規定する診療科目を記載すること。
 - ④ 診療時間は平日における診療時間を記載すること。
 - ⑤ 従事者の定員のうち炊事婦、雑役婦（病棟婦）等は、その他に入れること。

医療法人

会設立趣意書

(注) 医療施設の開設から発展経過、法人の設立意図、事業内容等を具体的かつ簡明に記載すること。

平成 年 月 日

(注) 設立総会開催年月日とすること。

医療法人 会
設立代表者

役員及び社員の名簿

(印鑑)

氏名	生年月日	性別	住	所	職	業	出資額
氏名 理事 長 理事 事 理事 事 . . . 監事 事 計 名							
社員 名							

(注) 財団たる医療法人については、社員についての記載は不要である。

※ 利益相反となる可能性が高いことから 本員が 監事 と なる こと は 不可

(添付書類)

- 1 病院周辺の概略図 —— 最寄りの駅、主要道路、目標も記入すること。
- 2 敷地図
 - (1) 地積図であることが望ましい。
 - (2) 出資者が2人以上又は出資と借地がある場合は朱線等で明確に区分する。
- 3 建物平面図
 - (1) 構造、出入口、用途などがわかるようなものであること。
 - (2) 縮尺は任意であるが、50～100分の1が望ましい。
 - (3) 出資者が2人以上又は出資と借家がある場合には、朱線等で明確に区分すること。

不動産を賃貸借する場合は不動産賃貸借契約書の写の他、土地、建物等の賃貸料の算出根拠及び賃貸人の所有権を証明する不動産登記簿謄本を添付すること。

(注) なお、従来個人で契約しているものは改めて賃借人を医療法人 会
設立代表者 と表示した契約を締結すること。

特約条項として

「本契約は、岡山県知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、
同法人が成立のうへは、乙の表示は医療法人 会理事長 と読
み替えるものとする。」

を加える。

不動産賃貸借契約書

貸主 (以下「甲」という。) と借主 医療法人 設立代表者
(以下「乙」という。) との間において、次のとおり不動産賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有に係る下記土地 (以下「本件土地」という。) 及び建物 (以下「本件建物」という。) を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

土地の表示

所 在
地 目
地 積

建物の表示

所 在
家 屋 番 号
構 造
床 面 積

第2条 乙は本件土地及び建物を診療所以外の目的に使用してはならない。

第3条 本契約の契約期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日まで20年間とし、期間満了の1年前までに双方より何らの申し入れのないときは、期間満了の翌日より起算して更に1年間更新され以後この例による。

第4条 地代・家賃は (月額) 円と定め、乙は毎月末日限り当月分を甲の住所に持参若しくは送金して支払う。ただし、賃貸期間内における1ヶ月に満たない地代・家賃は日割計算とする。

なお、地代・家賃は毎 年毎に甲乙協議し、合意の上で改正する。

第5条 敷金の受け渡しはないものとする。

第6条 乙は次に掲げる費用を負担する。

- 1 内部造作及びこれに類するものの賃貸借期間中の修繕費用
- 2 電気、ガス、水道、電話の使用料
- 3 衛生費その他これらに類する費用

第7条

- 1 乙は本件建物を清潔に保持し、修繕その他造作の新設の必要が生じた場合は、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は本件建物を明け渡す場合、乙の費用で原状に回復しなければならない。

(特約事項)

本契約は、岡山県知事の医療法人 設立認可の日をもって発効するものとし、同法人設立のうえは、乙の表示は医療法人 理事長 と読み替えるものとする。

平成 年 月 日

貸主 (甲)

住 所

氏 名

借主 (乙)

住 所

医療法人

設立代表者

(例1)

(その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12% (木造家屋以外の家屋については10%) + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%) × 1/12

(例2)

建物賃料積算資料

1 土地賃借料積算

平成 ○○年 □□市町村 固定資産税評価額
□□市町村 丁目 番 ○○㎡・・・ △△円
□□市町村 丁目 番 ○○㎡・・・ △△円

固定資産税評価額が時価の○○%と仮定すると
時価評価額 = △△千円 / ○○% = △△千円

土地の賃貸期待収益率を年○%と仮定すると
月賃貸料 = △△千円 × ○% / 12 = △△千円 (a)

2 建物賃料積算

平成○○年 □□市町村 固定資産税評価額
□□市町村 丁目 番 ○○㎡・・・ △△円
病院 ○○㎡・・・ △△千円 耐用年数 ●●年

減価償却費

定率法初年度

建物 △△千円 × ○○. ○% = △△千円

定額法初年度

建物 △△千円 × 90% × 1 / ●●年 = △△千円

上記の平均を採用

(△△千円 + △△千円) / 2 / 12 = 月額 △△千円 (b)

固定資産税 平成 ○○年実績

土地△△千円/年 + 建物△△千円/年

= 月額 △△千円 (c)

12

修繕費及び雑経費

月額 △△千円と想定する

月額 △△千円 (d)

3 採用賃料

上記 (a) ~ (d) を集計すると月額 △△△千円となる。

契約賃料 月額 △△△千円

追加書類等

- 働き方改革 緊急的取組
労働基準法第36条の協定の締結状況（労働基準監督署への届出状況）
- 診療所について保健所への届出状況と認可申請内容に差異がないこと
保健所への届出の写し
- 身分証明書（本籍地の市町村長が発行したもの）

[トップページ](#) > [政策・施策](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [登記](#) > [商号にローマ字等を用いることについて](#)

商号にローマ字等を用いることについて

平成14年の商業登記規則等の改正により、商号の登記について、それまでできなかったローマ字その他の符号を用いることができるようになりました。

1 商号の登記に用いることができる符号

- (1) ローマ字（大文字及び小文字）
- (2) アラビア数字
- (3) 「&」（アンパサンド）
 「'」（アポストロフィー）
 「,」（コンマ）
 「-」（ハイフン）
 「.」（ピリオド）
 「・」（中点）

※(3)の符号は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。ただし、「.」（ピリオド）については、その直前にローマ字を用いた場合に省略を表すものとして商号の末尾に用いることもできます。

※なお、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

2 ローマ字商号に関するQ&A

Q1 ローマ字を使用した法人の名称を登記することができますか。

A 商業登記規則第50条は、法人登記規則等において準用されますので、会社以外の法人の名称中にローマ字を用いたものも、そのまま登記することができます。
 例えば、特定非営利活動法人がその名称を「NPO法人〇〇〇」として登記することも可能です。

Q2 ローマ字と日本文字とを組み合わせた商号を登記することができますか。

A 「ABC東日本株式会社」や「大阪XYZ株式会社」のように、日本文字とローマ字とを組合せた商号でも登記することができます。

Q3 ローマ字のうち大文字又は小文字のどちらを商号に使用して登記することができますか。

A 大文字、小文字のどちらも商号に使用して登記することができます。

Q4 数字だけの商号を登記することは可能ですか。

A 例えば、「777株式会社」という商号を登記することも可能です。

Q5 ローマ字に振り仮名を付した商号を登記することは、可能ですか。

A 現在、登記上、漢字の商号についても振り仮名を付しておらず、ローマ字商号であっても振り仮名を付して登記することはできません。

Q6 「株式会社」を「K. K.」、「Company Incorporated」、「Co., Inc.」、「Co., Ltd.」に代えて登記することは、可能ですか。

A 法令により商号中に使用が義務付けられている文字、例えば、会社の場合は、会社の種類に従い株式会社、合名会社等の文字を用いなければなりません（会社法第6条第2項）ので、これらを「K. K.」等に代えることはできません。

Q7 英文の商号と日本文字による商号とを併記して登記すること（例「ABC Service Co. Ltd. エイビーシーサービス株式会社」）はできますか。また、ローマ字の読みを括弧書きで登記すること（例「ABC（エイビーシー）株式会社」）はできますか。

A いずれも登記することはできません。

政策・施策メニュー

トピックス

刑事政策

国民の基本的な権利の実現

[登記](#)
[商業登記に基づく電子認証制度](#)
[戸籍](#)
[国籍](#)
[供託](#)
[電子公告](#)
[公証制度](#)
[人権擁護\(人権相談、調査救済、人権啓発等\)](#)
[法律サービス関連](#)
[日本司法支援センター](#)

出入国管理

国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理

その他の政策・施策

第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(コングレス)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)
[広報・報道・大臣会見](#)
[法務省の概要](#)
[所管法令等](#)
[責務・採用情報](#)
[政策評価等](#)
[パブリックコメント](#)
[省議・審議会等](#)
[白書・統計・研究](#)
[予算・決算](#)
[政府調達情報](#)
[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
[行政手続の案内](#)
[法令適用事前確認手続](#)
[オンライン申請](#)
[ご意見・ご提案](#)
[相談窓口](#)
[その他](#)

3 既存の会社の商号の登記にローマ字を用いるための手続

(1)改正省令の施行日（平成14年11月1日）前から、定款上、商号にローマ字を用いている場合

従来から、定款で定める商号にローマ字を用いることは可能とされていたため、定款上は商号中にローマ字を用い、登記上はその部分がカタカナで表記されている会社があります。

このような会社が登記上の商号にもローマ字を用いる場合には、商号の更正の登記の申請をすることにより、ローマ字を用いた商号に訂正することができます。

(2)(1)以外の場合

定款上の商号が日本文字で表記されている会社が、商号中にローマ字を使用したい場合には、会社の定款中商号の変更をした上で、商号の変更の登記を申請してください。

〈参考〉

○商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）

（商号の登記に用いる符号）

第50条 商号を登記するには、ローマ字その他の符号で法務大臣の指定するものを用いることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

○法務省告示 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第51条の2第1項（注）（他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商号の登記に用いることができる符号を次のように定め、平成14年11月1日から施行する。

平成14年7月31日

法務大臣 森山真弓

- 1 ローマ字
- 2 アラビア数字
- 3 アンパサンド、アポストロフィー、コンマ、ハイフン、ピリオド及び中点

注）現商業登記規則第50条

[戻る](#)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（代表）

法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#) [政府関連リンク](#)

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.